

# 一般社団法人日本健康教育学会 若手の会

## 規約

### 第1章 名称

#### 第1条

本会の名称は、一般社団法人日本健康教育学会 若手の会と称し、英語名を **Japanese Society of Health Education and Promotion-Young Division**（略称 JSHEP-YD）とする。

### 第2章 目的および事業

#### 第2条

本会の目的は、次の通りとする。

- 一 健康教育分野に携わる若手研究者・実践者の研究・実践活動を促進すること。
- 二 将来の健康教育分野の発展を担う若手研究者・実践者の資質向上を目指すこと。
- 三 若手研究者・実践者の日本健康教育学会への関わりを活発化すること。

#### 第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 健康教育に関する学習会、交流会等の開催。
- 二 日本健康教育学会年次学術大会の企画・運営に協力する。
- 三 その他前条の目的達成に必要な事業。

### 第3章 会員

#### 第4条 本会の会員の定義

- 一 本会の会員は、入会時に原則 45 歳未満であり、日本健康教育学会の学生会員または入会 5 年以内の正会員でなければならない。
- 二 本会の入会は所定の手続きによる申請をもって行う。
- 三 本会の在籍期間は最長 5 年とする。

#### 第5条 任意退会

会員は別に定める退会手続きによる申請をもって、任意にいつでも退会することができる。

### 第4章 運営委員会

#### 第6条 運営委員会の構成

- 一 本会に次の委員を置く。ただし、すべての委員は本会の会員かつ原則日本健康教育学会の学生会員でなければならない。委員の人数は適宜設定し、委員を重複してもよいこととする。

委員長  
副委員長  
総務  
書記  
会計  
広報  
学会企画  
学習会企画

- 二 運営委員会の決議により、新たな委員を設けることができる。
- 三 委員の任期は、その年の日本健康教育学会学術大会終了時から、2年後に開催される同大会の終了時までとする。やむを得ない理由により任期途中で辞任を希望する場合は、運営委員会の決議をもって辞任できることとする。
- 四 後任は、原則前任者からの紹介により選出され、運営委員会の決議により、決定する。
- 五 再任は原則1回までとする。

#### 第7条 運営委員の役割

- 一 運営委員は本会の運営および事業の計画・実行を行う。
- 二 運営委員会で決定された事項は、運営委員会が必要と判断した場合、本会の会員に公開する。

#### 第8条 運営委員会議

- 一 運営委員会議では、本会の運営に関する事項について話し合い、決定する。
- 二 同会議は委員長の招集により、開催する。

### 第5章 会計

#### 第9条 本会の会計

本会の会計は日本健康教育学会からの活動補助費をもって賄う。

#### 第10条 事業報告および決算

本会の事業報告および決算は、年度毎に会計が作成し、運営委員会の決議を経て、日本健康教育学会に報告し、清算する。

#### 第11条 事業年度

本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

### 第6章 改廃

#### 第12条 改廃

この規約の改廃は、日本健康教育学会の理事会の決議により行う。

附則

平成 26 年 12 月 9 日 制定

附則

平成 27 年 11 月 7 日 一部改正